

事務所通信

Progress ~進歩~

一期一会

令和4年7月号(広告)
2022年7月1日発行
三宅理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第182号
発行担当者 生田雄一

梅雨ももうじき明け、いよいよ夏本番となつてまいりました。季節の変わり目ではありますが、近年では毎年のように全国各地で豪雨をはじめとする災害が発生しております。特に、2018年7月の西日本豪雨は、非常にショックな出来事でした。その年は頻りに四国を訪れましたが、かけ崩れや流木などを何度も目にしました。その年の冬には真備地区で豪雨の爪痕を目にしたのを記憶しております。あらためて、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。また、最近の新型コロナウイルスの感染状況についてはゴールが見えないこともあり、引き続き感染リスクと向き合いつつ注意しなければいけない一方で、アフターコロナを見据えて経済活動を前進させる動きも見られます。

ところで、リスクに関する調査(デロイト・トーマツグループ「企業のリスクマネジメントおよびクライシスマネジメント実態調査」2021年版)では、国内で優先的に対処すべきリスクについて、1位に「異常気象、大規模な自然災害」が挙げられました。そして、2位から5位には「人材不足」、「サイバー攻撃などの情報漏えい」、「疫病のパンデミック等の発生」、「原材料・原油価格の高騰」と続きます。私たちの日常生活の中でも、自然災害や疫病、価格高騰などは、大きなリスクとして感じingでしょうし、病気のリスクや金融商品の価格低下リスクなど、最近では「リスク」という言葉が身近になっております。

そこで今回は、「リスク」に関連して、事業活動において直面するリスクとどう向き合うかなどについてご紹介いたします。

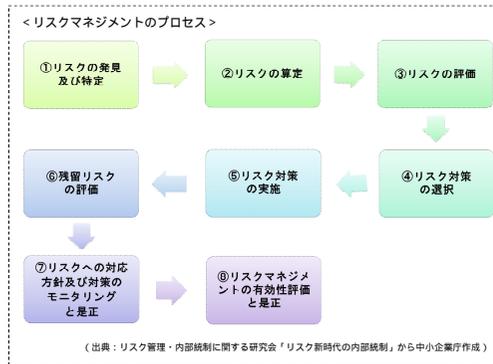


1. リスクマネジメントについて

リスクマネジメントとは、リスクを組織的に管理(マネジメント)し、損失等の回避又は低減を図るプロセスをいいます。事業者が意思決定を行ううえで無意識のうちにリスクマネジメントを行っているかと思いますが、そのプロセスをまとめると右図のようになります。

大まかにいうと、まず、事業目的に関連してどのようなリスク要因があるかを発見し、リスクとして特定します()。次に、特定したリスクを、発生確率や影響度といった尺度で算定し()、優先順位を付けるなどして評価します()。そして、そのリスクについてどういった対策を採るか決定し()、実行・是正をしていくことになります()。

続いて、上記プロセスのうち、「リスク対策の選択」に関連して、リスク対策の方法についてご説明します。



左表にあるとおり、リスク対策の方法としては「**リスクコントロール**」と「**リスクファイナンス**」の大きく2つに分かれます。前者は事後的な対策、後者は事後的な対応と捉えることもできるかと思います。

例えば、自然災害をリスクとして特定した場合、操業を中止することで「リスク回避」を選択するほか、複数の国や地域で操業し「リスク分散」を採るといった対策などが挙げられます。また、保険を利用することで「リスク移転」を選択するほか、災害による損失を事後的に負担する「リスク保有」といった対応を選択することも考えられます。なお、「リスク保有」を選択する場合には、あらかじめ内部留保しておく必要があるといえます。

このように、企業の内外に存在するリスクを認識することで、事業活動にも役立てることができま

これまで、リスクマネジメントとリスク対策の方法についてみてきました。リスクが実際に顕在化した場合に備えて、リスク発生による損失を最小限に抑えるべく管理(マネジメント)することとなります。ここでは、先ほど紹介しました調査第1位の「自然災害」に着目し、災害に遭った場合に、税制面で救済されているもののうち、主なものについてご紹介いたします。

2. 災害に遭った場合の救済措置について

(1) 全般的事項

申告・納付期限の延長

期限までに申告や納付ができない場合、災害がやんだ日から2か月以内に限り、申告・納付期限の延長ができます。所得税・法人税・消費税などの申告方式の税目のほか、源泉所得税なども対象となります。国税庁による告示(地域指定、対象者指定)のほか、納税者による申請(個別指定)という方法があります。

納税の猶予

災害により保有する財産に損害を受けた場合、国税等一定の税金については、納税者が所轄税務署長等に申請をすることで納税の猶予を受けることができます。猶予期間は納期限から1年以内(納期限が到来している場合は原則1年以内)となります。

(2) 所得税

災害減免法による所得税の軽減免除

災害の遭った年の所得金額の合計額が1,000万円以下のときに、住宅・家財の損害が財産の時価の半分以上であれば、所得金額の合計額に応じて所得税額的全額~4分の1につき軽減・免除となります。(雑損控除との併用不可)

雑損控除

所得額から損害額の一部を差し引くことができます。(災害のほか、火災・盗難等でも適用可、3年間繰越可)

(3) 法人税

災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付

棚卸資産・固定資産が被災して損失が生じた場合、損失額の一部を前事業年度分(青色申告法人は前々事業年度まで)の法人税と相殺し、還付を受けることができます。

被災した得意先に対する災害見舞金の支払いや売掛金の免除

交際費や寄付金に該当せず、全額損金の額に算入できます。

(4) 消費税

簡易課税の適用・不適用の特例

災害がやんだ日から2か月以内に承認申請書・消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書を提出することで、災害が生じた課税期間から簡易課税・本則課税で納税額を計算することができます。

(5) 相続税・贈与税

災害減免法による減免

財産や動産等の価額のうち被害割合が10%以上であるとき、計算明細書を添付(申告期限後に災害があったときでも事例によっては減免される場合があります。その場合は災害のやんだ日から2か月以内に免除承認申請書を提出)することで減免されます。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision
今月の開催日は7月14日(木)です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年一度、当事務所においていただき、経営方針書や行動計画表を作成していただいています。また参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。



開催日	対象者	申込期限
7月14日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月8日(金)
8月18日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月10日(水)
9月8日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月5日(月)

安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。



当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

< 7月カレンダー >

11	月	6月分源泉所得税・住民税の納付期限 1月~6月分源泉所得税の納付期限 <納期特別適用者> 労働保険年度更新申告書の提出期限 社会保険算定基礎届の提出期限
14	木	経営計画書作成セミナー: Vision
15	金	所得税予定納税額の減額申請期限
31	日	所得税の予定納税額の納付期限(第1期分) 5月決算法人の確定申告・納付期限 11月決算法人の中間申告・納付期限 消費税(4期)の納付期限 <年税額400万円超の8・2月決算法人> 6月分社会保険料の納付期限 5月分消費税毎月納付の期限 (注)7月31日は日曜日のため、申告・納付期限は8月1日(月)となります。